

令和 7 年度法務省委託
「よくわかる！こどもの権利条約－児童の
権利に関する条約－」映像教材制作
入札総合評価基準書

令和 7 年 6 月
(公財) 人権教育啓発推進センター

令和7年度法務省委託「よくわかる！こどもの権利条約－児童の権利に関する条約－」映像教材制作入札総合評価基準書

本書は、令和7年度法務省委託「よくわかる！こどもの権利条約－児童の権利に関する条約－」映像教材制作に関する入札の総合評価基準を取りまとめた総合評価基準書である。評価の方法及び提案内容の評価基準については、以下のとおりである。

1 総合評価（加点方式）

総合評価（加点方式）は、提案内容の評価した「技術点」及び入札価格を元に算出した「価格点」の合計で得た数値の最も高い者を受注者とするものである。なお、技術点と価格点の比率は2対1とし、総合評価点は300点満点とする。

技術点 (満点200点)	+	価格点 (満点100点)	=	総合評価点 (満点300点)
-----------------	---	-----------------	---	-------------------

2 技術点の算出方法

技術点は「基礎点（仕様準拠に対する得点）」と「加点（付加価値提案に対する得点）」を算出した後、以下の算式により決定する。

	基礎点（満点50点）	+	加点（満点150点）	
=	技術点（満点200点）			

※ 評価（採点）者

「基礎点」項目：本事業担当者／「加点」項目：審査員

（1）基礎点項目に対する評価

別紙「評価項目一覧」における評価基準の要求要件（1、2、3-01、3-02、3-03）を全て満たしているか否かを確認し、満たしている場合は「合格」とした上で、「基礎点」を付与する。

なお、提案書には要求要件の実現方法が具体的・網羅的かつ明確に記述されていることが必要であり、具体的・網羅的かつ明確に記述されていない場合には、「不合格」とすることがある。

(2) 加点項目に対する評価

上記(1)によって「合格」とされた提案書について、以下の方法により評価を行う。

ア 審査員は7名とし、別紙「評価項目一覧」の「加点」欄に点数が示されている項目(1、2)について、各評価項目の評価基準に基づき、A、B、C、Dの4段階で評価する。

イ 評価の換算は、以下の評価換算表に従い行う。

ウ 換算された7名の審査員の平均点(小数点以下切捨て)を加点とする。

【評価換算表】

評価 ランク	評価基準	加点配点(満点)		
		25 の場合	20 の場合	15 の場合
A	通常の想定を超える素晴らしい提案内容である。	25	20	15
B	通常想定される提案であり、適切な内容である。	12	10	7
C	おおむね妥当な提案内容である。	7	6	4
D	内容が不十分である。又は、記述がない。	0	0	0

3 価格点の算出方法

価格点は以下の算式により決定する。

$$\begin{aligned} & [1 - (\text{入札価格} \div \text{予定価格})] \times 100 \\ & = \text{価格点 (満点100点)} \end{aligned}$$